

## 新潟市地域コミュニティ協議会に関する要綱について

### 要綱作成にあたって

本市は、これまで経験したことのない急激な人口減少、少子・超高齢社会を迎えてい。

市民の総力をさらに結集し、市民力・地域力と豊かな田園・自然、拠点性を活かしながら、「持続可能」をキーワードに安心安全で健康な暮らしとまちの発展を実現していくことが求められている。

新潟市自治基本条例では、地域コミュニティは、自らの行動に責任を持って自主的かつ自立的な活動を行うものと規定されている。まちづくりにおいて、地域コミュニティの重要性が大きくなっている折、特に本市は多様な団体で構成される地域コミュニティ協議会を地域課題に取り組む主たるパートナーとして位置づけ、主体的役割を担っていただきたいと考えている。

こうした状況を背景に、平成23、24年度の2か年かけて取り組んだ大学連携研究事業「超高齢社会への対応」を皮切りに、平成25年度には各区で「地域コミュニティ協議会の支援のあり方検討ワークショップ」を行い、そこで出された意見等を踏まえ平成26年度の「地域コミュニティ協議会の支援のあり方検討委員会」でさらに検討を深めた。

地域コミュニティ協議会の次のステージに向け、位置づけ、役割を明確化するため、この要綱を制定する。

# 新潟市地域コミュニティ協議会に関する要綱（本文）

## 【解説付き】

### （目的）

第1条 この要綱は、新潟市自治基本条例（平成20年新潟市条例第1号）第26条第2項に規定する地域コミュニティ協議会（主として小学校又は中学校の通学区域内に居住する住民及び所在する自治会、町内会その他公共的団体等で構成された地域の課題に取り組むための活動の主体となる組織をいう。以下「協議会」という。）を市が支援するために、必要な事項を定め、協議会の立場や役割を明確にするとともに、その自主及び自立的な取り組みを促進し、市民自治の確立に寄与することを目的とする。

市民主体の自治を推進するため、協議会のあり方や協議会に対する市の姿勢を明らかにし、将来のまちづくりや、市自治基本条例の実行性を担保する規範として、この要綱を制定するものです。

### 《解説》

協議会が自主・自立的な取組みを進めることで、市民自治が確立できるよう、協議会と市がお互いの力を合わせ、まちづくりを進めることを定めたものです。

#### ①協議会が、自身の目線で地域課題を発見できる

市だけでは把握が困難なニーズに地域が気付くことにより、市と協働で解決につなげることができます。また、市民と市が様々な分野において協力し合うことで、お互いを補完し、良い部分をさらに伸ばしていくことができます。それぞれが個々で活動するよりも高い効果が得られます。

#### ②協議会と市が、それぞれの役割を見直す機会になる

協議会と市がともに考えることで、市の役割や協議会との関係を再考し、多様化する地域課題に迅速かつ的確に対応することが可能となります。

#### ③市民参画で市民自治が強化され、地域社会の発展につながる

協議会が事業を実施したことが評価され、さらなる展開を図り、それが広範囲に広がるといった好循環が生まれます。

### (協議会の組織及び役割)

- 第2条 協議会は、自治会・町内会、学校関係者、NPOなどを構成員とし、その専門的知識や技術を活用し、地域課題の解決に努めるものとする。
- 2 協議会は、地域住民及び団体等の活動や多様な意見を調整しながら、地域住民の交流を進め、地域課題の把握及び解決に取り組む主体となるよう努めるものとする。
- 3 協議会は、区自治協議会に地域の意見を届けるとともに、区自治協議会で議論された内容を構成員が共有できるよう努めるものとする。

協議会の組織形態及び、市が協議会に対して期待する役割と、区自治協議会との関係について定めたものです。

### 《解説》

第1項…協議会は様々な団体を構成員(※)としており、それぞれが多様なノウハウを持っています。日頃よりそれらを共有し、特に構成団体単独では解決困難な課題の解決に関して最大限活用することを定めています。またNPOには、地域の各種団体やNPO法人を含みます。

(※)条文記載以外にも自治連合組織、老人クラブ、青少年育成協議会、民生児童委員協議会、商工会、自主防災組織、農業協同組合、漁業協同組合など多岐に渡ります。

### 第2項 期待される役割の具体例

- ・ 地域福祉……高齢者訪問見守り、地域の茶の間、老人クラブと現役世代の交流など、高齢者介護の支援や子どもの安全見守り、放課後児童クラブ、健康づくりの分野。
- ・ 教育……各種講座や教室、学校と共にを行う取り組み（あいさつ運動など）、青少年健全育成や生涯学習の支援などの分野。
- ・ 防災・防犯…自主防災組織結成、防災訓練、防犯パトロール、さらにハザードマップ作成や、下校時パトロール、子どもから高齢者までが安心・安全に暮らせるまちづくりを行う分野。
- ・ 環境美化……道路・河川・公園などの広域清掃活動、植栽・植樹。ごみの減量化や古紙回収などエコ活動に関する分野。
- ・ 市との協働…市との協働により地域貢献度が高いと認められる分野。
- ・ 地域計画策定…地域住民自ら意見を出し合い、重点事業その他の様々な分野について、将来に向けた中・長期的な活動方針を定めるなど、コミ協エリアごとにプランを策定するなどの分野。

第3項…区自治協議会に協議会の意見を届ける方法の一つとして、協議会から委員の選出が挙げられます。そして区自治協議会が市からの諮詢等に対し、多様な地域の意見を踏まえて答申等をすることで、意見を市の施策に反映できることを定めています。また、区自治協議会で話し合われた内容は、委員が地域に持ち帰り、構成員である地域住民や団体等と情報共有することが大切です。

(協議会の責務)

第3条 協議会は、その運営の透明性及び公平性を図り、地域コミュニティの活動がより推進されるよう、次に掲げることを行うよう努めるものとする。

- (1) 協議会の運営に関する規約を定め、地域住民の意見が協議会の意思決定に反映されやすくすること。
- (2) 地域住民が地域コミュニティの活動に参加しやすいよう積極的な広報活動を行うこと。
- (3) 構成員等と情報を共有しながら、積極的に情報を発信すること。
- (4) 自らの活動を評価すること。
- (5) 自主財源の確保に努め、持続可能な運営を目指すこと。

協議会が行う責務について定めたものです。

《解説》

(1) 意思決定への参加を促すためには、地域住民から意見を出しやすく、また出された意見が協議会全体に伝わりやすくする工夫が必要です。そのために、まずは協議会の運営根柢となる規約を定め、身近な組織であると認識してもらうとともに、内部での意見伝達手段の充実が重要となります。

(2) 多くの活動参加を促すためには、協議会が全ての地域住民に周知・開かれたものでなければなりません。広報紙の発行やホームページの作成など、地域に向けたPR活動をはじめ、様々な参加型イベントでは、継続した参加を促す工夫を講じ、協議会の認知度向上を図るとともに、人材の獲得や育成につなげていくことが望ましいと考えます。

(3) 協議会の構成員は様々であり、それぞれが持っている情報も膨大となります。円滑な運営促進のため、横のつながりをもって協議会内全体、さらに他団体と情報共有することが望ましいと考えます。

- (4) 全ての活動に対して、目標としていた成果が実現できたか（参加人数や参加料等）。また実施の過程で問題が発生しなかったかなど、総会などを通じて多角的に検討を加え、その結果を次の活動に反映し、改善していくことが望ましいと考えます。
- (5) 協議会の自立的な運営のため、地域住民や構成する地域団体からの会費、イベント参加料、市からの各種補助金や委託料などの収入を基礎財源とするとともに、それらの有効活用で、長期に渡り活動していけるよう努めることが望ましいと考えます。また、地域住民に会費負担を求めている場合などは、特に会費の収支報告などの公表に努め、透明性を確保することが必要です。

（市の役割）

第4条 市は、協議会の自主性を尊重し、協働を進め、第2条に定める役割を果たすことができるよう、協議会に対して次に掲げることを行うものとする。

- (1) 予算の範囲内における財政上の支援
- (2) 協議会の人材育成支援
- (3) 活動拠点及び活動の場の確保
- (4) 協議会の認知度向上
- (5) 協議会同士の連携や情報共有の促進
- (6) 前各号に定めるもののほか、必要な支援を行うこと。

市が協議会に対して行うことを定めたものです。

《解説》

- (1) 各種補助金等の交付。運営助成金、地域活動補助金、事務所借上補助金、設備整備補助金など。予算の範囲内で協議会の活動に応じた補助金を交付し、活動を支援することを定めています。
- (2) 協議会を対象とした研修会や先進地視察などの開催、またはその経費の助成などを通じた人材の育成支援。例えば市職員及び退職者の協議会参画への啓発など、協議会役員等の人材を確保するための様々な施策を実施することを定めています。
- (3) 既存の公共施設の指定管理や、まちづくりセンターの整備及び空き家などの民間施設の活用などで、協議会の拠点性を高め、事務所不足等を解消し、活動の活性化につなげることを定めています。
- (4) 市報にいがたや区役所だよりでの掲載、市ホームページや広報番組の活用など、様々な手段を通じて、協議会活動に対する情報を提供し、協議会の認知度向上のための支援を行うことを定めています。

- (5) 協議会同士もしくは他団体とのワークショップの開催など、ネットワークづくりを支援し、相互理解や連携を促進することを定めています。
- (6) 協議会の円滑な活動には、構成員間での合意が得られなければなりません。また構成員以外の多くの団体とも協力が必要な場合があります。必要に応じて、市が関係団体の様々な意見を調整することを定めています。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

様々な状況に臨機応変に対応できるようにするために、要綱で規定しきれない部分については、運用指針やガイドライン等の策定も想定していることを定めたものです。

《解説》

市民自治やそれに対する市の支援のあり方は地域や時代によって常に変化しています。その時々の地域の意見を吸収し、柔軟に対応するために、要綱以外でも取り決めを行う方法を確保するため規定するものです。

附 則

この要綱は平成27年5月●日から施行し、平成27年4月1日から適用する。